

鳥取県告示第99号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年2月2日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町下阿毘縁字穴ヶ谷山1の1から1の17まで、字下鉦谷陰地山1758の1(次の図に示す部分に限る。)、1758の6、1758の7、字安右衛門谷尻山1764の1、字熊岩谷山1806の1から1806の4まで、1806の6から1806の28まで、字野コロ田右草山2157の1から1257の13まで、2159、字日向林2160、字常治郎山2163、字表山2164、字伝右衛門山2165、字阿古山2174の1から2174の4まで、字野コロ田川向2175の1から2175の4まで、印賀字二部山32、33(次の図に示す部分に限る。)、字道ノ子山35の3、35の15、上萩山字釜ゾウリ90、宝谷字糠谷山1173の1、阿毘縁字緑屋池ノ谷2013の1、2013の3、2013の16

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、日南町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。)